第二百五十六条の二に次の一項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

第二百五十八条中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第二百六十二条第二項中「の請求」を「の規定による請求」に、「通知」を「規定による通知」に、「請求書を」を「書面で、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と同項の規定による請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により、」に改め、「差し出してこれを」を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による請求については、第一編第六章の二の規定は、適用しない。

第二百七十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第二百七十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、第百八十条の二第一項に規定する電磁的方法により、これを閲覧し、及び謄写することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二百七十一条第一項中「起訴状の謄本」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公訴の提起が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した書面）

二　公訴の提起が起訴状の提出によりされた場合　起訴状の謄本

第二百七十一条第二項中「起訴状の謄本が送達されない」を「前項の規定による送達がされない」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第二百七十一条の二第一項中「起訴状の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二項の」を「第一項の」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状抄本等を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に、「及び」を「中「第二百七十一条第一項」とあるのは「第二百七十一条の二第四項」と、」に、「起訴状の謄本」を「前項」に、「「起訴状抄本等」を「次条第四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二　当該求めが起訴状抄本等の提出によりされた場合　起訴状抄本等

第二百七十一条の三第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「より起訴状抄本等を提出する」を「よる求めをする」に、「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二　公訴の提起を起訴状の提出によりする場合　弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

第二百七十一条の三第二項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「前条第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に定める措置がとられた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二　前項第二号に定める措置がとられた場合　起訴状の謄本

第二百七十一条の三第三項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二　前項第二号に定める措置がとられた場合　起訴状抄本等

第二百七十一条の四第一項中「第二百七十一条の二第一項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に改め、同条第二項中「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二　公訴の提起を起訴状の提出によりした場合　弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

第二百七十一条の四第三項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に定める措置がとられた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二　前項第二号に定める措置がとられた場合　起訴状の謄本

第二百七十一条の三第三項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「前条第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に定める措置がとられた場合　ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）

二　前項第二号に定める措置がとられた場合　起訴状の謄本

第二百七十一条の三第三項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出する」を「第一項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりする場合　ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二　前条第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりする場合　弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

第二百七十一条の三第四項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に定める措置がとられた場合　ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二　前項第二号に定める措置がとられた場合　起訴状抄本等

第二百七十一条の四第一項中「第二百七十一条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に改め、同条第二項中「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合　ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二　公訴の提起を起訴状の提出によりした場合　弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。